



**新ファンド「イーストスプリング・グローバル・ダイナミック株式ファンド」
(毎月決算・予想分配金提示型) / (年2回決算型) を
2026年3月16日より募集開始**

NEWS RELEASE

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 佐藤 輝幸、以下当社）は、新たに「イーストスプリング・グローバル・ダイナミック株式ファンド」（毎月決算・予想分配金提示型） / （年2回決算型）（以下、当ファンド）を設定し、2026年3月27日より運用を開始いたします。当初募集は3月16日より、株式会社 SBI 証券、播陽証券株式会社、マネックス証券株式会社、むさし証券株式会社、楽天証券株式会社を通じて行います。今後も取扱販売会社を順次拡大していく予定です。

商品名	イーストスプリング・グローバル・ダイナミック株式ファンド (毎月決算・予想分配金提示型) / (年2回決算型)
商品分類	追加型投信 / 海外 / 株式
当初申込期間	2026年3月16日～2026年3月26日まで
継続申込期間	2026年3月27日～2027年6月15日まで
設定日	2026年3月27日

EastSpring Investments Limited
Marunouchi Park Building, 2-6-1 Marunouchi
Chiyoda-ku, Tokyo 100-6905
www.eastspring.co.jp

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
〒100-6905 東京都千代田区丸の内 2-6-1
丸の内パークビルディング
www.eastspring.co.jp

ファンドの特色

当ファンドは、主として世界の株式等に実質的に投資を行います。世界の株式市場を幅広く見渡し、高い革新性を備え、中長期で高成長が期待できる業界のリーダー企業に着目します。また、企業の競争優位性や成長性といったファンダメンタルズ分析に加え、株価動向や業績予想の改善といった市場のトレンドも重視し、成長が市場期待を上回る可能性のある株式市場のリーダー企業を厳選します。これにより、「真のマーケット・リーダー」への厳選投資を通じて、長期的な資産成長の獲得を目指します。

運用体制

当ファンドの投資先ファンドの運用は、1957年に設立され、カナダ・トロントに本社を置く独立系運用会社 AGF マネジメント・リミテッドのグループ企業である AGF インベストメンツ・インクが担当します。AGF のグループ全体の運用資産残高（その他契約資産を含む）は 424 億米ドル（2025年9月末現在、約 6.3 兆円、1 米ドル = 148.03 円換算）に達しています。AGF インベストメンツでは、徹底したボトムアップリサーチを基盤としつつ、マクロ経済動向や金融サイクルなどの市場環境の変化も見据えたトップダウンの視点も組み合わせた運用アプローチを採用しています。あらゆる投資環境において高成長が期待できる企業を的確に捉えることを目指し、保有銘柄が常に投資方針に合致しているかを日々検証しながら、規律ある運用を行っています。

以上

【投資リスク】

基準価額の変動要因

投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて主に値動きのある有価証券に投資するため、当ファンドの基準価額は投資する有価証券等の値動きによる影響を受け、変動します。また、実質的に外貨建資産に投資しますので、為替変動リスクもあります。したがって、当ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。

<基準価額の変動要因となる主なリスク>



株価変動リスク

株式の価格は、内外の政治経済情勢、株式を発行する企業の業績および信用状況等の変化の影響を受け変動します。当ファンドは主に株式に実質的に投資を行いますので、基準価額は株価変動の影響を受けます。



為替変動リスク

当ファンドは、実質的に組入れた外貨建資産について原則として為替ヘッジを行いませんので、為替レートの変動の影響を受けます。為替相場が円高方向に変動した場合には、基準価額の下落要因となります。



信用リスク

有価証券の発行者の経営・財務状況やそれらに対する外部評価の悪化により、組入れた有価証券の価格が大きく下落し、基準価額の下落要因となる場合があります。



流動性リスク

組入れた有価証券の市場規模が小さく取引量が少ない場合や市場が急変した場合、当該有価証券を希望する時期や価格で売却できないことがあり、基準価額の下落要因となる場合があります。



カントリーリスク

投資対象国・地域の政治経済情勢・通貨規制・資本規制・税制・取引規制等の要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となる可能性があります。また、新興国の金融市場は先進国に比べ、政治、経済、国家財政の不安定要因や法制度の変更等に対する市場感応度が大きくなる傾向があります。これに伴い、投資資産の価格が大きく変動することや投資資金の回収が困難になることがあります。

(注) 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスクや取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（流動性の極端な減少等）があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取消すことがあります。
- 分配金は計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。投資者のファンドの購入価額によっては、支払われた分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上りが小さかった場合も同様です。
- 税制が変更されたときには、基準価額に影響を受ける場合があります。税金の取扱いにかかる関連法令・制度等は将来変更される場合があります。

【ファンドの費用】

<ファンドの費用>

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	3.3%(税抜3.0%)を上限として販売会社がそれぞれ別に定める率を、お申込受付日の翌営業日の基準価額(当初申込期間中は1口当たり1円)に乗じて得た額とします。 購入時におけるファンドや関連する投資環境の説明および情報提供、購入に関する事務手続き等の対価として、販売会社にお支払いいただくものです。
信託財産留保額	換金の受付日の翌営業日の基準価額に0.1%の率を乗じて得た額とします。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬等)	純資産総額に対して年率1.21%(税抜1.1%) 計算期間を通じて毎日費用として計上され、日々の 基準価額に反映されます。信託財産からは毎 計算期末または信託終了時に支払われます。	信託報酬＝ 運用期間中の基準価額×信託報酬率
当ファンド①	委託会社	年率0.418%(税抜0.38%) 委託した資金の運用の対価
	販売会社	年率0.770%(税抜0.70%) 購入後の情報提供、運用報告書等各種 書類の送付、口座内でのファンドの管理 および事務手続き等の対価
	受託会社	年率0.022%(税抜0.02%) ファンドの運用財産の保管・管理、委託 会社からの運用指図の実行等の対価
投資対象とする 投資信託証券②	年率0.51%程度	
実質的な負担 (①+②)	年率1.72%程度(税込)	
その他の費用・ 手数料	信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、目録見書および運用 報告書等の印刷費用、公告費用等)は、純資産総額に対して年率 0.10%を上限とする額が毎日計上され、日々の基準価額に反映され ます。信託財産からは3月および9月の計算期末または信託終了時 に支払われます。また、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、 外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等 についても信託財産から支払われます。 [その他の費用・手数料]は、運用状況等により変動するため、事前に 料率・上限額等を表示することができません。	監査費用: 監査法人等に支払うファンドの監査に かかる費用 売買委託手数料: 有価証券等の売買の際、売買仲介人に 支払う手数料 保管費用: 有価証券等の保管等のために海外銀行 に支払う費用

※投資者のみなさまが負担する費用の合計額は、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

【イーストスプリング・インベストメンツについて】

イーストスプリング・インベストメンツは約 2,860 億米ドル (約 42 兆円、2025 年 9 月末現在、1 米ドル = 148.03 円) の運用資産を有する資産運用会社です。

イーストスプリング・インベストメンツは日本をはじめシンガポール、中国、香港、インド、インドネシア、マレーシア、タイ、台湾、ベトナム、ルクセンブルグ、米国の 12 のマーケットで資産運用事業を展開しています。

イーストスプリング・インベストメンツは、国際連合から支持を受ける責任投資原則 (PRI) の署名機関として、投資責任原則に基づく ESG を投資決定プロセスに導入することに取り組んでいます。

【イーストスプリング・インベストメンツ株式会社 会社概要】

- ◆ 設立： 1999 年 12 月
- ◆ 資本金： 6 億 4,950 万円
- ◆ 住所： 東京都千代田区丸の内 2-6-1 丸の内パークビルディング
- ◆ 登録番号： 金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第 379 号
- ◆ 加入協会： 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会
- ◆ ホームページ： <https://www.eastspring.co.jp/>
- ◆ 運用資産残高： 約 8,955 億円 (2025 年 12 月末日時点)

【本ニュースリリースに関して】

- ※当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- ※当資料は、投資勧誘を目的とするものではありません。